

令和5年度（2023年度）第9回教育委員会（12月定例会）議事録

- 1 日時 令和5年（2023年）12月5日（火）  
午前9時30分から午前10時45分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 白石 伸一  
委員 木之内 均  
委員 田口 浩継  
委員 西山 忠彦  
委員 三淵 浩  
委員 園田 恭子

4 議事等

(1) 議案

議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について

議案第2号 熊本県教職員等健康審査会委員の任命及び解職について

5 会議の概要

(1) 開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

(2) 会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第2号は、人事案件のため非公開とした。

(3) 議事日程の決定

教育長の発議により、議案第1号を公開で審議し、非公開で議案第2号を審議した。

(4) 議事

- 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について

**教育政策課長**

教育政策課です。議案第1号について、御説明します。

提案理由を1ページに記載しています。12月定例県議会に提案した教育に関する議案について、知事から教育委員会に意見照会がありましたが、教育委員会に付議する暇がなく、教育長が臨時に代理して意見を申し出たことから、本日の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

意見としては、次の2ページにありますとおり「原案どおりで差し支えない」旨を回答しました。該当の議案は、3ページに掲載の知事からの依頼文中、「記」以下の項目です。

まず、予算関係の議案について御説明します。4ページから20ページまでが議案本文ですが、21ページから24ページまでに教育委員会関係の予算を整理していますので、21ページを御覧ください。12月補正予算の総括表です。今回の歳出予算補正については、最下段「教育委員会合計」欄の左から2番目にあります8,982万円余の増額で、その内訳を次の22ページに記載していま

す。1は「夜間中学やこども図書館開設準備など、喫緊の課題への対応等により、教育委員会事務局職員の時間外勤務手当が不足したもの」、2は「こども図書館の開館に向け、建物と調和の取れた配架・選書にかかる委託料など、必要となる経費を計上するもの」です。

23ページをお願いします。繰越明許費補正の一覧です。これは、県立学校の改修工事や災害復旧工事などについて、設計や工事施工に日数を要したこと等により今年度内の執行が困難となったため、次年度へ予算を繰り越す枠を設定するものです。

24ページをお願いします。債務負担行為補正の一覧です。令和6年度（2024年度）以降の予算は、通常は来年2月以降の県議会において議決されますが、庁舎管理に関する業務委託などについては年度当初から実施するため、本年度中に委託契約を締結しておく必要がある場合や、複数年契約を行う必要がある場合に債務負担行為を設定するものです。

次に、条例等議案について御説明します。25ページは、第9号「熊本県学校給食費等の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」です。26ページの条例等議案関係（概要）を御覧ください。「1 制定改廃の必要性」のとおり、県立ゆうあい中学校における学校給食の実施に伴い、関係規定を整備するものです。

次に、27ページをお願いします。第10号「熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、こども図書館の設置に伴い関係規定を整備するものです。28ページをお願いします。「2 内容」のとおり、「こども本の森熊本」及び館長の設置について定めることとしています。

29ページをお願いします。第13号「財産の取得について」は、教育用電子黒板機能付き大型提示装置等を購入するものです。30ページをお願いします。「2 契約内容」のとおり、大型提示装置331台及び実物投影機285台を県立学校に導入します。

31ページをお願いします。第14号も「財産の取得について」であり、県立学校教職員用卓上モニタを購入するものです。32ページをお願いします。「2 契約内容」のとおり、卓上型モニタ5,049台を県立学校に導入します。

33ページをお願いします。第43号議案「専決処分の報告及び承認について」は、熊本県育英資金貸付金の支払請求に係る訴えの提起に係るものです。34ページの条例等議案関係（概要）をお願いします。「2 専決処分の理由」のとおり、育英資金返還金の債務者に対して県が行った支払督促に対し、債務者から異議の申立てがなされたことで、民事訴訟法の規定により訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行するものです。

35、36ページの第44号議案につきましても同じ内容となっています。

最後に、37ページをお願いします。第45号議案「専決処分の報告及び承認について」です。これは、令和5年（2023年）5月14日に県民総合運動公園陸上競技場で発生した施設の不備による人身事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解するものです。概要について、38ページを御覧ください。「2 和解の相手方」は、施設利用者である個人、「3 損害賠償の額」は、88万9千円余です。

事務局からの説明は以上です。御審議をよろしくをお願いします。

**教育長**

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

**教育長**

よろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

**教育長**

ありがとうございます。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

**教育長**

ありがとうございました。

引き続き、よろしくお願いいたします。

**6 次回開催日**

教育長が、次回の定例教育委員会は令和6年（2024年）1月9日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

**7 閉会**

教育長が閉会を宣言した。午前10時45分。